

# 報酬基準制度の概要

国土交通省が定める告示、技術的助言の概要は次の通りです。

## 業務報酬基準 告示第98号

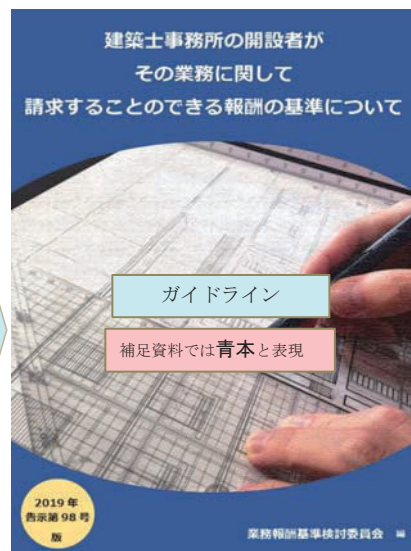
建築士事務所の開設者が設計業務等に関して請求できる報酬について、「実費加算方法」を標準として、別添三に実用性を考慮した「略算方法」の難易度と略算表、別添四に追加的な業務内容を規定されている。  
第四の略算方法には、直接経費及び間接経費の合計額は、直接人件費の額に1.1を標準とする倍数を乗じて算定する方法が規定されている。

### 技術的助言 国住指第3418号

業務報酬基準の目的は、設計等業務の適切かつ円滑な実施の推進に資することであるとしたうえで、建築士法第22条の3の4に規定されている報酬基準に準拠した委託代金で契約を締結するという努力義務に留意することとしている。  
技術的助言の告示第四関連では、略算方法による算定の適正な適用及び適用にあたっての建築士事務所のあらかじめの措置等について助言し、複合建築物に係る略算法に準じた算定方法や、一部の業務のみを行う場合の算定方法及び標準業務内容に含まれない追加的な業務の取り扱いについて補足を行っている。  
また告示別添三関連では、難易度係数設定建築物に複数該当する場合の乗じる倍数の基本的な考え方の補足を行っている。

新しい業務報酬基準を正しく理解し、実践的な活用が可能となるように作成されている。

業務報酬基準検討委員会編集  
公益社団法人日本建築士会連合会発行



今回制定した報酬基準については、旧告示から現在の実情に応じ略算表を刷新したほか、略算法における難易度に係る観点の充実及び標準業務に付随する追加的な業務の明確化などの見直しを行うとともに、  
技術的助言においては、標準業務のうち一部の業務のみを行う場合の略算法の具体的適用方法を示すなど新たに制定した業務報酬基準に係る補足を行ったものである。

### 略算方法

- 直接人件費  
= 業務人・時間数 × 人件費時間単価  
= 標準業務人・時間数 > 略算表 (用途・類型・床面積) × 複合化係数 (複合建築物) × 難易度係数 (難易度係数設定建築物) × 業務の一部を行う割合 (専門分野・基本・実施の一部等) + 追加的な業務の業務量 (標準業務に含まれない業務)
- 直接経費及び間接経費の合計額 > (諸経費)  
= 直接人件費 × 1.1  
以上略算法で算出し
- 技術料等経費 (当事者間の協議により個別に定める技術力等の対価)
- 特別経費  
上記を合算する方法  
+ 消費税相当額

### 実費加算方法 (標準)

- 業務経費  
直接人件費  
直接経費  
間接経費  
特別経費
- 技術料等経費  
上記を積上げ合算する方法  
+ 消費税相当額

実用性

官庁施設については、告示等を受けて以下の積算基準及び要領に定められています。

### 官庁施設の設計業務等積算基準 国営整第163号

略算法の経費のうち技術料等経費については、直接人件費と諸経費の合計の額に技術料等経費率を乗じる方法により算定することを定めている。

### 官庁施設の設計業務等積算要領 国営整第164号

複数の棟の設計等業務を委託する場合の原則として1棟ごと算定して合計すること、技術料等経費率は0.15を標準とすること、業務量を算定するための新築の場合の算定方法1、改修の場合の算定方法2、改修の基本設計に該当する業務量を別途計上できること、既存建築物の設計図書への復元業務は追加的な業務とすること、追加的な業務のうち積算業務の算定式、工事監理の追加的な業務のうち完成図の確認業務量の算定式、標準業務の業務細分率等を定めている。

### 運用通知 国営整第210号

業務量を算定するための更に具体的な事項として、官庁施設における追加的な業務の例示、用途の官庁施設の事例、適用規模が範囲外となる場合の措置、改修設計のCADデータ低減影響度、改修設計における難易度補正の考え方などについても定めている。

新たな算定方法に基づく内容の充実を図り、平成31年版として刊行された。

国土交通大臣官房  
官庁営繕部監修  
一般社団法人公共建築協会発行

